

# 農業経営者のみなさまへ

## ～ 償却資産（固定資産税）について ～

### 固定資産税の償却資産とは

償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象のひとつです。

土地及び家屋以外の事業の用に供する（※次頁 問2 参照）ことができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。（地方税法第 341 条第 4 号）

### 農業を営んでいる場合、どんなものが償却資産に該当するか

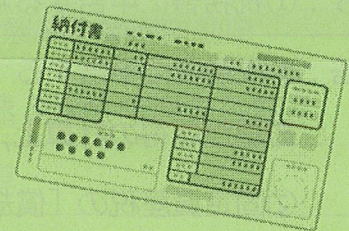
農業を営むにあたり使用している（又は使用することのできる）資産が償却資産です。具体的には、農機具やビニールハウスなどが該当します。

### 申告から課税の流れ

償却資産は、所有者の方からの申告により課税されます。

償却資産を所有する方は、賦課期日である 1 月 1 日現在の状況（資産の名称、数量、取得年月、取得価格、耐用年数等）を毎年 1 月 31 日までに申告していただく必要があります。（申告は償却資産が所在する市町村ごとに必要です。）

申告に基づき、4 月に納付書が発送されます。



<問い合わせ先>

高知市役所 資産税課 償却資産係

〒780-8571 高知市本町五丁目 1 番 45 号

TEL 088-823-9424

